

京都大学 高圧ガス製造施設 危害予防規程 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類 第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの)				<p>附 則 この規程は、平成19年6月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>別表第1 製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類 第1表 (法第5条第1項第1号の承認に係るもの)</p>			
名称及び位置		主たる製造設備		製造する高圧ガスの種類		製造する高圧ガスの種類	
		(略)				(同 左)	
低温物質科学研究センター	極低温寒剤供給施設 (北部構内理学部極低温研究室棟内)	ヘリウム液化装置	液化ヘリウム	極低温寒剤供給施設 (北部構内理学部極低温研究室棟内)	ヘリウム液化用圧縮機	圧縮ヘリウムガス	
		液化窒素製造装置	液化窒素		液化窒素コールド・エバポレータ	液化窒素	
		ヘリウム回収装置	圧縮ヘリウムガス		ヘリウム回収用圧縮機	圧縮ヘリウムガス	
	極低温物性化学実験室 (宇治構内化学研究所極低温物性化学実験装置室棟内)	ヘリウム液化装置	液化ヘリウム	極低温物性化学実験室 (宇治構内化学研究所極低温物性化学実験装置室棟内)	ヘリウム回収用圧縮機	圧縮ヘリウムガス	
		ヘリウム回収精製装置	圧縮ヘリウムガス		液化窒素コールド・エバポレータ	液化窒素	
		液化窒素製造装置	液化窒素				
桂キャンパス極低温施設 (桂構内Bクラスターインテックセンター棟内)	ヘリウム回収装置	圧縮ヘリウムガス	桂キャンパス極低温施設 (桂構内Bクラスターインテックセンター棟内)	ヘリウム回収用圧縮機	圧縮ヘリウムガス		
	液化窒素コールド・エバポレータ	液化窒素		液化窒素コールド・エバポレータ	液化窒素		
第2表 (略)				第2表 (同 左)			
別表第2 危害防止の業務を担当する者				別表第2 危害防止の業務を担当する者			
製造施設		危害防止の業務を担当する者		製造施設		危害防止の業務を担当する者	
		(略)				(同 左)	
低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設		低温物質科学研究センターの教授又は准教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者		低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設		低温物質科学研究センターの教職員のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者	
低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室		同上		低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室		宇治構内を勤務地とする教職員のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者	
				低温物質科学研究センター桂キャンパス極低温施設		桂キャンパスを勤務地とする教職員のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者	
(後 略)							